

市有財産売払 一般競争入札のしおり

入 札 実 施 日

令和8年7月29日（水）

西 尾 市

教育委員会事務局 教育庶務課

☎ 0563-65-2172
(ダイヤルイン)

西尾市ホームページ
<http://www.city.nishio.aichi.jp/>

目 次

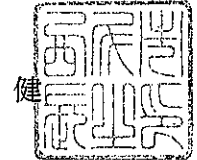
	頁
○ 入札の公告	1
○ 市有財産売払いの流れ	8
○ 仕 様 書	9
○ 財産売払入札心得書	17
○ 地方自治法施行令（抄）及び地方自治法（抄）	21
○ 契約書（案）	22
○ 特約条項	25
○ 市有財産一般競争入札参加申込書（様式1号）	27
○ 委任状（様式2号）	28
○ 誓約書（様式3号）	29
○ 入札書（様式4号）	30
○ 市有財産一般競争入札参加申込書（様式1号）記載例	31
○ 委任状（様式2号）記載例	32
○ 誓約書（様式3号）記載例	33
○ 入札書（様式4号）記載例	34
○ 入札会場のご案内	35

西尾市公告第 287 号

市有財産（西尾市小中学校等使用済 GIGA スクール端末等）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 7 月 3 日

西尾市長 中 村



1 入札に付する物件

- | | |
|--------------|--|
| (1) 売払い物品名 | 西尾市小中学校等使用済 GIGA スクール端末等 |
| (2) 引渡期限 | 令和 8 年 1 0 月 1 6 日（予定） |
| (3) 履行期限 | 令和 8 年 1 2 月 2 8 日 |
| (4) 引渡場所 | 西尾市内小中学校 3 1 校 |
| (5) 売払い物品の概要 | iPad（第 8 世代）10.2 インチ Wi-Fi32GB 14,143 台
iPad（第 6 世代）9.7 インチ Wi-Fi32GB 398 台 |
| (6) 仕様の詳細 | 「仕様書」のとおり |
| (7) その他の条件 | 「仕様書」「物品売払い契約書（案）」のとおり |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

当該物品売払いの入札に参加することができる者は、次に掲げる項目のいずれにも該当する者とする。

- (1) 公告時点で、令和 8・9 年度西尾市競争入札参加資格者名簿に下記に示す営業種目において登録されている者。
【営業種目】大分類「物品の買受け」
中分類「不用品買受」
小分類「パソコン・OA 機器」
- (2) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第 10 条第 3 項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。）を受けている又は資源の有効な促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。
- (3) 仕様書「4 業務内容」に定める「小型家電リサイクル法」又は「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における再資源化事業計画（以下、「認定計画」という。）に基づくパソコン・タブレットの処分実績（令和 7 年度の処分実績が、本件処分台数を上回ることを有していること。
- (4) この公告の日から開札の日までの期間において、「西尾市競争入札参加停止措置要

綱」に基づく入札参加の対象から除外する措置を受けていない者。

- (5) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと
- (6) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその方及び支店又は営業所を代表する方をいう。以下同じ。）に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる法人等でないこと
- (7) 暴力団員又は暴力団関係者がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等でないこと

3 財産売払入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月3日(金)から 令和8年7月14日(火)までの
午前9時00分から午後4時00分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日
に関する法律に規定する休日を除きます。）
- (2) 場所 西尾市ホームページ及び教育委員会事務局 教育庶務課（4階）

4 入札参加申込みの受付

入札に参加しようとする者は、以下の期間に必要な書類を持参、もしくは郵送にて提出しなければならない。なお、郵送にて提出する場合は、必ず書留または簡易書留の方法により期日までに提出するものとする。

申込者が暴力団に該当するか否かについて、「西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月27日締結）に基づき、愛知県西尾警察署に照会することがありますのでご承知ください。

(1) 必要な書類

- ア 市有財産一般競争入札参加申込書（財産売払入札心得書 様式第1号）
- イ 委任状（財産売払入札心得書 様式第2号） ※代理人が入札をする場合のみ
- ウ 誓約書（財産売払入札心得書 様式第3号）
- エ 本人確認書類（運転免許証等の写し）
- オ 入札参加資格を有することを証明する書類
 - (ア) 本公告2(2)に示す入札参加資格を有していることを証明する書類
 - 小型家電リサイクル法第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収

集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。)、又は資源有効利用促進法の認定を受けていることを証明する書類等

- (イ) 本公告2(3)に示す入札参加資格を有していることを証明する書類
認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績を示す書類

- (2) 日時 令和8年7月22日(水)から 令和8年7月24日(金)までの
午前9時00分から午後4時00分まで(土曜日、日曜日、国民の祝日
に関する法律に規定する休日を除きます。)
- (3) 場所 西尾市役所 教育委員会事務局 教育庶務課(4階)

5 売払い物品に関する質問

入札図書に対する質問は、次により行います。

- (1) 質問の受付期間 令和8年7月3日(金)から令和8年7月14日(火)正午まで

- (2) 質問の提出方法

質問書により、下記(3)に電子メール、郵送又は直接ご持参ください。なお、電子メール又は郵送により提出する場合は電話連絡のうえ提出してください。

- (3) 質問の提出場所

西尾市役所 教育委員会事務局 教育庶務課(4階)

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地

電話 0563-65-2172(直通)

Eメールアドレス kyosho@city.nishio.lg.jp

- (4) 回答

令和8年7月17日(金)までに、ホームページに公表する(質問をした事業者名は公表しない)。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年7月29日(水)午後10時00分から

※参加者が多数の場合は、開始時間が遅れる場合があります。

- (2) 場所 西尾市役所多目的室(1階)

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

西尾市契約規則第11条の規定により免除します。

- (2) 契約保証金

当該入札において落札した者は、契約に当たって、西尾市が発行する納入通知書により、落札金額に消費税相当額を加算した額の10%の額(1円未満切り捨て)を契約

保証金として収めること。

ただし、令和6年度から令和7年度までに国又は地方公共団体において、1契約1000万円以上のパソコン・OA機器の売買契約履行実績を2件以上有する場合、免除とするので、入札時に実績確認に必要な資料（契約書の写し等）を添付資料として提出すること

8 入札時提出書類

- (1) 入札書（財産売払入札心得書 様式第4号）
- (2) 本人確認書類（運転免許証等の写し）
- (3) 「7（2）契約保証金」に記載の売買契約履行実績契約書の写し
※契約保証金の免除を受ける場合

9 入札の方法

- (1) 入札は、財産売払入札心得書により行います。
- (2) 代理人は、委任状（財産売払入札心得書 様式第2号）の提出が必要です。
- (3) 郵送又はファクシミリによる入札は認めません。
- (4) 入札書記載金額は消費税及び地方消費税を除いた金額とします。
- (5) 入札執行回数は、初度入札を含め3回を限度とします。

10 落札者の決定方法

- (1) 西尾市契約規則第13条に規定する予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った者で、入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有していると認めた者を落札者とします。
- (2) 開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとします。

11 契約書作成の要否

要

12 契約締結日

本案件については、西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月21日条例第8号）の規定に基づき、西尾市議会の議決を必要とするため、落札決定後に仮契約書を取り交わし、西尾市議会の議決後に本契約を締結します。契約締結日は、9月中旬を予定しています。

なお、否決された場合は、契約を締結することはできません。

1.3 入札の無効

西尾市契約規則第12条及び財産売払入札心得書第8条に該当する入札は、無効とします。

1.4 代金支払方法

納入通知書による一括納付とします。

1.5 契約の解除

契約者が、契約書に定める義務を履行しないときは、契約を解除することがあります。

また、契約後に契約者が、西尾市が行う公有財産の処分契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱により排除措置を受けた場合においては、市は契約を解除するとともに、これによって生じた市の損害を賠償するよう請求します。

1.6 その他

(1) 競争入札は、財産売払入札心得書に準じて執行するので、遵守してください。

(2) 上記に定めるもののほか、必要な事項は、地方自治法施行令及び西尾市契約規則の定めによることとします。

○西尾市契約規則（抄）

（入札保証金の納付の免除）

第11条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- （1）一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2）一般競争入札に参加しようとする者が、過去2年の間に本市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （3）その他市長が特に必要がないと認めるとき。

（入札の無効）

第12条 次の各号に掲げる入札は、無効とする。

- （1）入札参加者の資格を有しない者のした入札
- （2）所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- （3）入札に際して談合等による不正行為があった入札
- （4）同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- （5）記名及び押印のない入札（インターネットを利用した入札を除く。）
- （6）入札書の記載事項が確認できない入札
- （7）その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

（契約保証金の納付の免除）

第31条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- （1）契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2）契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号に規定する財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- （3）契約者が過去2年の間に本市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4）法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- （5）物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- （6）随意契約により公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売買代金納付後に権利移転を行う旨の契約を締結したとき。

- (7) 随意契約を締結する場合において、契約者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体で、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (9) その他市長が特に必要がないと認めるとき。

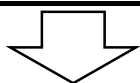
○財産売払入札心得書（抄）

第8条 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

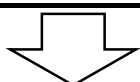
- (1) 市有財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない方のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない方（地方自治法施行令第167条の4及び地方自治法昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する方）がした入札
- (3) 暴力団及びこの公告の日から入札日までの期間において西尾市が行う公有財産の処分契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱により排除措置を受けた方のした入札
- (4) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない方のした入札及び入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない方のした入札
- (5) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (6) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (7) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (8) 他人の代理を兼ねた方又は2以上の代理をした方の入札
- (9) 入札者の入札金額、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を訂正した入札
- (11) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

【 市有財産売払いの流れ 】

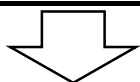
入札参加申込み	日 に ち	令和 8 年 7 月 2 2 日 (水) から 令和 8 年 7 月 2 4 日 (金) まで ※土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
	時 間	午前 9 時 0 0 分 から 午後 4 時 0 0 分 まで
	場 所	西尾市役所 教育委員会事務局 教育庶務課 (4 階)
	現 地 説 明	物件所在地において現地説明を希望される方は、令和 8 年 7 月 3 日 (金) から 令和 8 年 7 月 1 4 日 (火) (土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) までの午前 9 時から午後 4 時までの間に対応しますので、事前に電話でお申込みください。
	注 意 事 項	上記まで持参、もしくは郵便にて提出してください。 郵送にて提出する場合は、必ず書留または簡易書留の方法により期日までに提出すること。



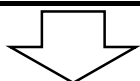
入 札	日 に ち	令和 8 年 7 月 2 9 日 (水)	西尾市役所多目的室 (1 階)
	入札の受付	午前 9 時 4 0 分から 午前 1 0 時 まで	
	入札の説明	午前 1 0 時 0 0 分から	
	入 札 執 行	午前 1 0 時 1 0 分から ※ 参加者が多数の場合は開始時間が遅れる 場合があります。	
	注 意 事 項	入札保証金は西尾市契約規則第 1 1 条の規定により免除します。	



落 札



契 約 (契約保証金の 納付)	日 に ち	令和 8 年 9 月中旬 (予定) ※西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (昭和 39 年 3 月 21 日 条例第 8 号) の規定に基づき、西尾市議会の議決を必要とするため、落札決定後に仮契約書を取り交わし、西尾市議会の議決後に本契約を締結します。
	場 所	西尾市役所 教育委員会事務局 教育庶務課 (4 階)
	注 意 事 項	契約保証金は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付してください。 ただし、令和 6 年度から令和 7 年度までに国又は地方公共団体において、1 契約 1000 万円以上のパソコン・OA 機器の売買契約履行実績を 2 件以上有する場合、免除とします。 * 契約締結の際には、事前に担当までご連絡ください。 直通電話 0 5 6 3 - 6 5 - 2 1 7 3 担当: 川合



売買代金の納付	日 に ち	契約日から 3 5 日 (5 週) 以内
	注 意 事 項	契約保証金は充当することとし、残金を納入してください。 売買代金が完納された時に所有権は移転し、売買物件は現状のまま引き渡されたものとします。

西尾市小中学校等使用済G I G Aスクール端末等売払い仕様書

1. 案件名

西尾市小中学校等使用済G I G Aスクール端末等売払い

2. 目的

G I G Aスクール構想の下で整備された端末（以下、「G I G Aスクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）」でも明らかにされている。他方、端末内には使用していた児童生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に処分する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「G I G Aスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

3. 受託条件

受託者（以下、「受注者」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、入札時・契約時には認定を受けていることを証明する書類（認定証等）を提出すること。

G I G Aスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、受注者が「4. 業務内容」に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（前年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを十分に有していること。なお、入札時・契約時には前年度の処分実績を示す書類（法令に基づき提出している報告書）を提出すること。

4. 業務内容

受注者の業務は、西尾市（以下、「発注者」という。）の小・中学校等で児童生徒及び教職員が使用していたG I G Aスクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法または資源有効利用促進法に基づく廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度の認定を受け

た受注者の再資源化事業計画（以下、「認定計画」という。）に準拠して、回収した G I G A スクール端末等を再使用・再資源化する。

また、G I G A スクール端末に含まれるデータの消去を、「11. 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。

5. 履行期間

契約の日の翌日から令和8年12月28日まで

6. 契約方法

総価契約

7. 売却対象端末等

- ① iPad 第8世代 Wi-Fi モデル 32GB (G I G A スクール端末)
- ② iPad 第6世代 Wi-Fi モデル 32GB
- ③ 端末の付属品 (電源ケーブル・キーボード・ケース等)

8. 予定数量・引渡し場所等

売却予定数量・引渡し場所は、「別紙1」の記載内容による。不良端末も総台数のおおむね5%以内までは買取台数に含むものとする。

なお、台数について仕様書と異なる場合は、相互協議を行う。

9. 引渡しの方法

- ・発注者及び受注者は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。
- ・受注者は、引渡し方法等の協議に基づき、車両等を手配すること。売払物品の搬送については、受注者の責任で行い、搬送等に係る費用(保険等含む。)についても受注者が負担すること。各拠点から搬送後に発生した事故等について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- ・発注者が渡した台数と回収後に確認した台数に差異がないよう、学校の担当者と共に端末の台数を確認し、回収確認書にサインをすること。なお、回収確認書には「日時」「場所」「回収物」「回収総数」を記載し、様式は任意とする。ただし、「回収総数」については、iPad 本体のみ確認することとする。
- ・受注者は、「7. 売却対象端末等」を入れる段ボール等の梱包用資材を「別紙1」に記載する回収場所へ事前に提供すること。また、梱包資材内にG I G A 端末が何台入っているか一目でわかるようなつくりとすること (例:段ボール内に仕切りを作って1箱に20台しか入れられないようにするなど)
- ・受注者は、発注者が梱包した端末を別紙1「売却予定数量・引渡し場所」記載の市

内31か所の拠点で回収すること。なお、各拠点における引渡し場所は契約締結後に発注者、受注者及び各校とで調整して決定する。

- ・発注者は、回収前にASMの解除(MDMはクラウド上のみ解除)を実施する予定であるが、回収後に解除が実施されていない端末が発見された場合、受注者は発注者に連絡し、対応を協議すること

10. スケジュール

	内容	日程
1	公表	令和8年7月3日(金)
2	質問の受付 ※現地調査を含む	令和8年7月3日(金)から 令和8年7月14日(火)まで
3	質問への回答期日	令和8年7月17日(金)
4	入札参加申込	令和8年7月22日(水)から 令和8年7月24日(金)まで
5	入札	令和8年7月29日(水)
6	契約締結	令和8年9月中旬

売却対象端末等は(別紙1)「売却予定数量・引渡し場所」にて保管しているが、現地調査を希望する場合は、必ず西尾市役所教育庶務課庶務担当(0563-65-2172)まで事前に連絡すること。

現地調査を希望される場合は、質問の受付期間の午前9時から午後4時までに教育庶務課(0563-65-2172)へご連絡ください。調査日を調整した後、連絡します。

11. 処分方法

受注者は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- ・「小型家電リサイクル法」を遵守し、受注者が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分(再使用・再資源化)を実施する。
- ・認定事業者以外(委託先)が運搬を行う場合、運搬の委託先として認定事業者が国に申請し、認定を受けていること。
- ・排出者からの直接回収について認定事業者が国に申請し、認定を受けていること。
- ・端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策(記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等)の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリテ

- ィの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- ・ 処分(再使用・再資源化)にあたっては、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月)」で推奨されている方法に基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと、故障等により上書き消去方式等によるデータ消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊(2mmを目安に粉碎処理をすること)する等、当該データの重要性分類に応じた消去方法を用いること。なお、データ消去ソフトでの消去や磁気での消去、ハンマーやドリルで穴を開ける等の HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては認めない。また、破壊による消去方法を実施した場合は破壊装置及び破壊後の写真データ(1台分)を提出すること。
 - ・ データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、発注者が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
 - ・ 売払物品を再使用する場合は、発注者が所有・占有していたことを示すシール等は全て削除し、削除前後の状態が確認できる写真データ(1台分)を提出すること。

1 2. 業務完了の確認

発注者は受注者より提出を受けたデータ消去完了証明書及び報告書(様式1)の記載内容の確認をもって各端末のデータ消去作業が完了されたものとみなす。

1 3. 提出書類等の時期

原則、電子メールに添付して PDF 等電子データにて提出すること。

(1) 売払物品引渡し前(令和8(2026)年10月16日予定)までに提出

ア 業務従事者への個人情報保護に関する研修計画書及び実施報告書(任意様式)

イ ADEC の消去プロセス認定の認定証の写しまたは消去証明書発行体制を証明する書類 (ISO 認証書、使用ソフトウェアの認証情報等)

(2) 業務完了時(令和8(2026)年12月28日予定)に提出

下記については、紙及び電子メールに添付して PDF 等電子データにて提出すること。

ア 報告書(様式1) ※必要項目を満たしていれば任意様式でも可

イ データ消去完了証明書 ※すべての端末について発行すること

ウ 破壊装置及び破壊前後の写真データ ※故障等により物理破壊を行った場合

エ シール等削除前後の写真データ

1 4. 売却代金の振り込み

受注者は引渡し予定日（引渡し日が複数日にまたがる場合は引渡し予定初日）の1週間前までに売却台数分の代金を振り込むこと。

1 5. 留意事項

(1) 損害賠償

売払業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

(2) その他

- ・ 本件は、「西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、西尾市議会の議決を得たときに、本契約として成立します。（令和8年9月中旬を予定。）
- ・ 受注者は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・ 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、受注者は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。
- ・ 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は発注者・受注者協議の上で最終確定するものとする。
- ・ 受注者は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに発注者へ当該事由の内容及び発注者が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- ・ 受注者の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、発注者は契約を解除する事ができる。なお、その場合の補償等は一切行わない。

1 6. その他

発注者との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に発注者・受注者が互いに確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者で協議し決定する。

(別紙1) 売却予定数量・引渡し場所

① iPad 第8世代 Wi-Fi モデル 32GB (G I G Aスクール端末)

項番	名称	住所	引渡し端末 予定数量
1	西尾小学校	西尾市錦城町162番地1	296台
2	花ノ木小学校	西尾市高畠町6丁目1	701台
3	八ツ面小学校	西尾市八ツ面町市場71	622台
4	鶴城小学校	西尾市桜町溜池27-5	737台
5	西野町小学校	西尾市上町御所ノ下20	321台
6	米津小学校	西尾市米津町家下18	447台
7	中畑小学校	西尾市中畑町犬塚65	340台
8	平坂小学校	西尾市平坂町輪当1	652台
9	矢田小学校	西尾市上矢田町神明寺24	984台
10	寺津小学校	西尾市巨海町若宮西25-1	471台
11	福地北部小学校	西尾市鶴ヶ池町大道10	252台
12	室場小学校	西尾市室町東毘沙門32	238台
13	三和小学校	西尾市米野町松葉内25	492台
14	一色中部小学校	西尾市一色町一色下乾地55	468台
15	一色東部小学校	西尾市一色町野田堤外36	284台
16	一色西部小学校	西尾市一色町治明通縄68	277台
17	一色南部小学校	西尾市一色町中外沢上大割115	233台
18	横須賀小学校	西尾市吉良町上横須賀菱池13-1	471台
19	津平小学校	西尾市吉良町津平大入1	166台
20	荻原小学校	西尾市吉良町荻原烏帽子16	250台
21	吉田小学校	西尾市吉良町吉田大切間18	258台
22	白浜小学校	西尾市吉良町白浜新田北切1	152台
23	幡豆小学校	西尾市西幡豆町北岡割1	314台
24	東幡豆小学校	西尾市東幡豆町中尾10-2	176台
25	鶴城中学校	西尾市鶴城町上道天1-2	1,108台
26	平坂中学校	西尾市平坂町吉山1-1	1,049台
27	寺津中学校	西尾市巨海町若宮西5	249台
28	福地中学校	西尾市上道目記町上新田3	300台
29	東部中学校	西尾市下永良町西後落20	349台
30	一色中学校	西尾市一色町坂田新田冲向95	784台
31	吉良中学校	西尾市吉良町富田油田8	702台
合計			14,143台

② iPad 第6世代 Wi-Fi モデル 32GB

項番	名称	住所	引渡し端末 予定数量
1	西尾小学校	西尾市錦城町 162 番地 1	398 台

③ 端末の付属品（電源ケーブル・キーボード・ケース等）

端末の付属品については、各引渡し場所において端末と同じ部屋に梱包用資材へ入れた状態で保管するため、あわせて回収すること。

なお、予定数量と回収後の数量が異なる場合は、受注者の拠点で確認できた実数を正として扱うものとする。

様式1

報告書

会社名
提出者名

1 引渡し数量／台

2 データ消去実施方法

(1) 再使用分

方法：

数量：

(2) 再資源化分

方法：

数量：

3 処理施設情報

施設名：

所在地：

4 データ消去完了証明書発行部数／枚

5 業務完了日

令和 年 月 日

6 添付資料

写真等本報告書に添付する提出書類の一覧

- ・
- ・
- ・

財産売払入札心得書

第1条 市有財産一般競争入札参加希望者は、市有財産売払公告、本心得書及び契約書(案)並びに仕様書等を熟覧のうえ入札してください。

第2条 現物と公告数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札における販売促進のため、予定価格を公表する場合があります。

第4条 入札参加者は、事前に市有財産一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出してください。なお、代理人により入札する場合は、市有財産一般競争入札参加申込書の提出と同時に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

2 入札に参加することができる者は、次に掲げる項目のいずれにも該当する者とする。

(1) 公告時点で、令和8・9年度西尾市競争入札参加資格者名簿に下記に示す営業種目において登録されている者。

【営業種目】大分類「物品の買受け」

中分類「不用品買受」

小分類「パソコン・OA機器」

(2) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。

以下、「小型家電リサイクル法」という。)第10条第3項の認定(使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。)を受けている又は資源の有効な促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。)に基づく製造事業者であること。

(3) 仕様書「4業務内容」に定める「小型家電リサイクル法」又は「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における再資源化事業計画(以下、「認定計画」という。)に基づくパソコン・タブレットの処分実績(令和7年度の処分実績が、本件処分台数を上回ることを有していること。

(4) この公告の日から開札の日までの期間において、「西尾市競争入札参加停止措置要綱」に基づく入札参加の対象から除外する措置を受けていない者。

(5) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと

(6) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその方及び支店又は営業所を代表する方をいう。以下同じ。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第

2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる法人等でないこと

(7) 暴力団員又は暴力団関係者がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等でないこと

3 申込書を提出された方が暴力団に該当するか否かについて、「西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月27日締結）に基づき、愛知県西尾警察署に照会することがありますのでご承知ください。

第5条 入札保証金は西尾市契約規則第11条の規定により免除します。

第6条 入札書には、入札年月日、入札者の住所及び氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入の上、押印してください。

2 金額の記入は算用数字を用い、最初の数字の前に金又は¥の文字を記入してください。

第7条 入札は、入札書を封筒に入れ、封をした後、入札者の住所及び氏名を封筒に表記し、市の担当者の指示に従い、会場に設置された入札箱に投入しなければなりません。

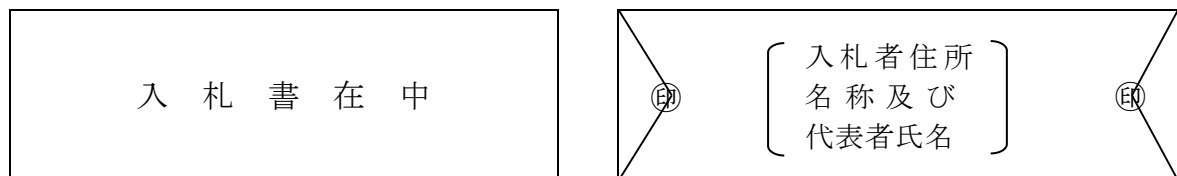
2 提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

なお、記入にあたっては、万年筆又はボールペンをご使用ください。

〔記入例〕

(表)

(裏)



第8条 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 市有財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない方のした入札
- (2) 入札参加者の資格を有しない方（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当する方）がした入札
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び、この公告の日から入札日までの期間において、西尾市が行う公有財産の処分契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱により排除措置を受けた方のした入札
- (4) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (5) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 他人の代理を兼ねた方又は2以上の代理をした方の入札

- (8) 入札者の入札金額、氏名(法人にあっては名称及び代表者名)の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できない入札
- (9) 入札書の金額の表示を訂正した入札
- (10) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

第9条 開札は、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない市の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

第10条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。

2 予定価格を公表した場合の入札回数は、1回とし再度入札は行いません。

第11条 落札者は、市の予定価格以上の最高の価格をもって入札した方に決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない方があるときは、代わって入札に関係ない市の職員にくじを引かせます。

第12条 落札者は、契約に当たって、西尾市が発行する納入通知書により、落札金額に消費税相当額を加算した額の10%の額(1円未満切り捨て)を契約保証金として収めてください。

ただし、令和6年度から令和7年度までに国又は地方公共団体において、1契約1000万円以上のパソコン・OA機器の売買契約履行実績を2件以上有する場合、免除とするので、入札時に実績確認に必要な資料(契約書の写し等)を添付資料として提出してください。

2 前項の契約保証金は、売買代金に充当します。

第13条 落札者が正当な理由がなく契約を結ばないときは、損害賠償金として、見積もる契約の額の100分の5を徴収します。

第14条 契約締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し契約書(案)特約条項に基づき損害賠償を請求します。

2 契約締結後契約者が、西尾市が行う公有財産の処分契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱により排除措置を受けた場合においては、市は契約を解除するとともに、これにより生じた市の損害の損害賠償を請求します。

第15条 入札結果については、その内容(数量、落札者(個人の方の氏名は公表しません)、落札額及び入札参加者数)を公表することがあります。

第16条 入札者は、入札後、市有財産売払公告、本心得書及び契約書(案)並びに仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第17条 西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年西尾市条例第8号)の規定に基づき、西尾市議会の議決を必要とするため、落札決定後に仮契約書を取り交わし、西尾市議会の議決後に本契約を締結します。

2 議会で否決された場合、契約は成立しません。また、このことで損害が生じて、西

尾市は一切の責任を負いません。

第18条 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令及び西尾市契約規則の定めるところによって処理します。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- （1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- （1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- （2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- （3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- （4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- （5）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- （6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- （7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

西尾市小中学校等使用済GIGAスクール端末等売買契約書（案）

売出人西尾市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により西尾市小中学校等使用済GIGAスクール端末等の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次の物件及びその付属品（キーボード等）（以下「物件等」という。）を乙に売り払い、乙はこれを買受ける。

物件名	予定数量
iPad 第8世代 Wi-Fi モデル 32GB（GIGA スクール端末）	仕様書のとおり
iPad 第6世代 Wi-Fi モデル 32GB	仕様書のとおり

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〔※ 落札金額〕円とする。

（契約保証金）※契約保証金を納める場合

第4条 乙は、本契約締結に際し、契約保証金として金〔※落札金額の1割以上〕円を現金又は銀行等が振出し、若しくは支払保証をした小切手により甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第5条第2項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が第5条第2項、第6条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入方法）

第5条 売買代金の納付期限は、令和 年 月 日〔※本契約日から35日以内〕とする。

2 乙は、前項の納付期限までに、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所に納入しなければならない。

（履行遅延による遅延損害金）

第6条 甲は、乙が売買代金を納付期限までに納入しなかったときは、当該売買代金について、納付期限の翌日から納入する日までの期間の日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算した遅延損害金(100円未満の額は切り捨てる。)を乙に請求することができる。ただし、遅延損害金が1,000円未満のときは、遅延損害金を請求しないものとする。

2 乙は、前項により遅延損害金の請求を受けたときは、甲が指定する方法により速やかに支払わなければならない。

3 第1項の場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（所有権の移転）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条の遅延損害金を含む。）を納付したときに甲から乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第8条 売買物件は、第7条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に、現状のまま甲から乙へ引き渡しされるものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引き渡しの時までの間において、当該物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(契約不適合責任の免責)

第10条 乙は、本契約締結後、民法(明治29年法律第89号)以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、売買物件の種類、品質又は数量に関して、本契約の内容に適合しない状態があったとしても、甲に売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(実施調査等)

第11条 甲は、本契約の履行に関し、必要があると認めるときは、乙に対してその業務又は資産の状況に関して質問し、実施調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(違約金)

第12条 乙は、前条に定める甲の実施調査等を理由なく拒み妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ったときは、金〔※落札金額の1割〕円を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前2項の違約金は、第16条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(権利義務譲渡等の禁止)

第13条 乙は、甲の承認なくして所有権移転前に売買物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が「西尾市が行う公有財産の処分契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱」により排除措置を受けたときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第15条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った第5条第2項の売買代金を返還する。ただし、返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

4 乙は、甲が前条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を返還しなければならない。

(損害賠償)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、第14条第2項により本契約を解除したときは、これによって生じた損害を乙に対して請求することができる。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 本契約に関して疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第20条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 売出人 西尾市寄住町下田22番地
西尾市
西尾市長 中 村 健

乙 買受人 住 所
氏 名

(注) 契約書上において、[※] と記載してある箇所については、所要の事項を記載する。

特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約(以下「本契約」という。)と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 西尾市(以下「甲」という。)は、契約の相手方(以下「乙」という。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1)乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2)納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3)納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5)乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、本契約の定めるところによる。ただし、この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責任を負わない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかか

ならず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1)前条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2)前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

市有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 西尾市長

申込者住所

氏名又は名称

及び代表者名

電話番号 < > —

代理人住所

氏名又は名称

及び代表者名

電話番号 < > —

令和8年7月29日執行の下記の市有財産売払いの一般競争入札に参加したいので、
入札参加を申し込みます。

記

案件名 西尾市小中学校等使用済GIGAスクール端末等売払い

委任状

代理人 住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有財産売払いの一般競争入札に関する一切の権限

案件名 西尾市小中学校等使用済GIGAスクール端末等売払い

令和 年 月 日

(宛先)西尾市長

委任者 住所

氏名又は名称

及び代表者名

電話番号 < > —

(注) 代理人の住所・氏名は、必ず委任者が自書すること。

誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 西尾市長

申込人住所

氏名又は名称

及び代表者名

電話番号 < > —

代理人住所

氏名又は名称

及び代表者名

電話番号 < > —

下記事項について、誓約いたします。

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項第1号及び第2号の規定に該当していません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。
- 3 財産売払入札心得書第4条第2項第3号及び第4号の規定に該当していません。

入札書

令和8年 月 日

(宛先) 西尾市長

入札者 住所

氏名又は名称

及び代表者名

代理人 住所

氏名又は名称

及び代表者名

下記のとおり入札いたします。

記

入札 金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」の文字を記入すること。

2 代理人の場合は、入札者の住所・氏名も記入すること。

(入札参加申込書の記載と同一の記載とする。)

記載例(1) ※代理人による入札の場合

様式第1号

市有財産一般競争入札参加申込書

日付は 令和8年7月22日 から 令和8年7月24日 までの期間内

令和8年7月22日

(宛先) 西尾市長

申込人 住所 ○○市○○町○○番地

氏名又は名称

及び代表者名 西尾太郎

電話番号 <×××××> ××-×××××

代理人 住所 △△市△△町△△番地

氏名又は名称

及び代表者名 三河次郎

電話番号 <□□□□> □□-□□□□

令和8年7月29日執行の下記の市有財産売払いの一般競争入札に参加したいので、
入札参加を申し込みます。

記

案件名 西尾市小中学校等使用済GIGAスクール端末等売払い

記載例 ※代理人による入札の場合のみ必要

様式第2号

委任状

代理人住所 △△市△△町△△番地

氏名 三河次郎

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有財産売払いの一般競争入札に関する一切の権限

案件名 西尾市小中学校等使用済GIGAスクール端末等売払い

令和 年 月 日

(宛先)西尾市長

委任者 住所 ○○市○○町○○番地

氏名又は名称 愛知株式会社
及び代表者名 代表取締役 愛知三郎

代表
社印

電話番号 <×××××> ××-××××

社印は任意ですが、用いる場合はすべてに押印が必要となります。

(注) 代理人の住所・氏名は、必ず委任者が自書すること。

記載例

※市有財産一般競争入札参加申込書(様式第1号)の記載と同じになる

様式第3号

誓約書

日付は 令和8年7月22日 から 令和8年7月24日 までの期間内

令和8年7月22日

(宛先) 西尾市長

申込人 住所 ○○市○○町○○番地

氏名又は名称

及び代表者名 西尾太郎

電話番号 <×××××> ××-××××

代理人 住所 △△市△△町△△番地

氏名又は名称

及び代表者名 三河次郎

電話番号 <□□□□> □□-□□□□

下記事項について、誓約いたします。

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項第1号及び第2号の規定に該当していません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。
- 3 財産売払入札心得書第4条第2項第3号及び第4号の規定に該当していません。

記 載 例

様式第4号

入 札 書

令和8年 月 日

(宛先) 西 尾 市 長

入札者 住所

氏名又は名称

及び代表者名

代理人 住所

氏名又は名称

及び代表者名

下記のとおり入札いたします。

記

金額の頭に「金」又は「¥」を記入してください。

入札 金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		金	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」の文字を記入すること。

2 代理人の場合は、入札者の住所・氏名も記入すること。

(入札参加申込書の記載と同一の記載とする。)

